

平成28年7月1日
施行

（趣旨）

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学習院大学（以下「本学」という。）へ入学を希望する学習院高等科及び学習院女子高等科（以下「両高等科」という。）の優秀な者に対して、入学後、有意義な学生生活を送り、本学学生の良き模範となって活躍することを支援するために給付する奨学金について必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 有資格者は、両高等科を申請する年度の3月末日までに卒業見込みの者のうち、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 本学へ進学すること。
- 二 第1年次から第3年次第2学期までの、全体の評定平均値が4.0以上であること。
- 三 在籍する高等科の科長より、推薦を得られること。

（奨学生の選考と決定）

第3条 奨学生は、前条により両高等科より推薦を受けた有資格者の中から学生委員会において選考の上決定する。

（奨学生の定数）

第4条 奨学生の定数は、学習院高等科2名、学習院女子高等科2名とする。

（奨学金の給付金額と給付期間）

第5条 奨学金の給付金額は、25万円とし、入学年度に限り給付する。

（奨学生の発表）

第6条 奨学生の発表は、学生委員会の決定後に両高等科の科長へ奨学生決定通知書を交付することにより行う。

（給付時期及び給付方法）

第7条 奨学金の給付時期は、6月末日とし、本学へ入学後、奨学生が指定する銀行口座に振り込むことにより給付する。なお、当該日が金融機関休業日にあたるときは、前営業日に給付する。

（奨学生の資格取消）

第8条 奨学金の給付年度に奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、資格を取り消し、奨学金の全額を返還させることがある。

- 一 大学学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合
- 二 退学又は休学（留学のための休学を除く。）した場合
- 三 その他奨学生として不適格と認められた場合

（他の奨学金との関係）

第9条 この細則に基づく奨学生が、学内外の他の奨学生を兼ねることを妨げない。

（担当部署）

第10条 この細則に関する事務は、学生センター学生課が担当する。

（改正）

第11条 この細則の改正は、学生委員会の発議に基づき、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。